

会津若松市再エネ 100%電力促進補助金 交付申請にあたってのQ & A

(令和8年6月1日現在)

【交付申請に関すること】

Q1 いつ申請すればよいのか？

A 再エネ 100%電力メニューの切替日から 30 日経過してから申請可能です。ただし、切替日から起算して 1 年以内の場合に限ります。

Q2 申請は先着順か？

A 申請は、すべての書類に不備がない方から先着順で受け付けており、予算額に達し次第、受付を終了します。

書類に不備がある場合、受付はいたしませんので、申請にあたっては、書類に不備ないか事前に確認いただきますようお願いいたします。

Q3 申請の受付状況は、何を見ると分かるのか？

A 市ホームページにて、申請の受付状況を随時お知らせいたします。



Q4 補助金交付申請書等に押印は必要か？

A 交付申請に関する誓約書兼同意書（第 1 号様式別紙）、債権者登録申請書には押印が必要です。

補助金交付申請書（第 1 号様式）、補助金交付請求書（第 3 号様式）、納税証明書不添付理由書については、申請者本人の身分証（顔写真付きのもの）を提示いただいた場合、押印が不要となります。

なお、押印する際はすべて同一の印鑑を押印してください。

Q5 オンライン申請はできないのか？

A 補助金交付申請書類については、受付順を正確に把握するため、環境共生課への持参をお願いしております。

【補助要件に関すること】

Q6 マンションや集合住宅でも申請できるか？

A 各家庭で個別に電力契約を行っている場合は申請することができます。建物全体で一括して契約している場合もありますので、契約形態をご確認ください。

Q7 会津エネルギーアライアンスに加盟している小売電気事業者はどこで分かるか？

A 市ホームページにて、会津エネルギーアライアンスに加盟している事業者や対象となる再エネ100%電力メニューを掲載しています。

Q8 再エネ100%電力メニューを現在利用しているが、別の再エネ100%電力メニューに切り替えた場合でも申請できるか？

A 再エネ100%電力メニューから別の再エネ100%電力メニューへの切り替えは対象外となります。

Q9 市内に2件の住宅を所有しているが、それぞれ申請することはできるのか？

A 補助金の交付対象となる建物の住所や供給地点特定番号が異なる場合には、それぞれ申請することができます。

【添付書類に関すること】

Q10 申請する年度を含む過去3年分の市税の納税証明書とは具体的にいつからいつまでのものか？

A 例として、令和8年度の申請であれば令和6～8年度分の納税証明書になります。
※ただし、補助金交付申請書により同意した場合は、提出を省略することができます。

Q11 納税証明書を入手したところ、市税の未納があった。申請はできないのか？

A 市税が完納されていることが要件となっていることから、未納（納期未到来分を除く）がある場合、申請書類を受け付けることはできません。未納分を納税課窓口等にてお支払いいただいた後、改めて納税証明書を提出してください（Q10で提出を省略できる場合は、ご連絡いただき確認させていただきます）。

なお、納税した場所・方法によっては、納税証明書に反映されるまでに最大3週間程度かかる場合がありますので、ご注意ください。

【その他】

Q 12 電力メニューを切り替える場合に工事費や設置費は必要になるのか？

A スマートメーターが設置されている場合は切り替えに伴う工事などはありません。従来の電力メーターが設置されている場合には、スマートメーターへの交換が必要になります。

Q 13 電力メニューを切り替えると停電しやすくなるのか？

A これまでと同じ電線（送配電網）で供給されるため、電気の品質や安定性は変わりません。

Q 14 契約した事業者が電力を確保できなくなった場合はどうなりますか？

A 万が一、契約した事業者が電力を確保できなくなった場合には、お住まいの地域の一般送配電事業者が供給を継続するので、お客様への電力供給が滞ることはありません。

Q 15 補助金受領後、再エネ 100%電力以外の電力メニューに切り替えた場合はどうなる？

A 補助金交付要綱に基づき、交付決定を受けた日から2年以内に再エネ 100%電力以外の電力メニューに切り替えた場合には、交付した補助金に相当する金額を現金で返還いただきます。

なお、やむを得ない事情により再エネ 100%電力以外の電力メニューへ切り替えを行う必要がある場合には、環境共生課までご相談ください。